

## 土壤汚染対策法（指定基準）

種別	特定有害物質	土壤汚染対策法			
		地下水基準	環告18号 溶出量指定基準	環告19号 含有量指定基準	第2溶出量 基準
第1種特定有害物質 (揮発性有機化合物)	四塩化炭素	0.002 mg/L	0.002 mg/L	—	0.02 mg/L
	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L	0.004 mg/L	—	0.04 mg/L
	1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg/L	0.02 mg/L	—	0.2 mg/L
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L	0.04 mg/L	—	0.4 mg/L
	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L	0.002 mg/L	—	0.02 mg/L
	ジクロロメタン	0.02 mg/L	0.02 mg/L	—	0.2 mg/L
	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L	0.01 mg/L	—	0.1 mg/L
	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L	1 mg/L	—	3 mg/L
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L	0.006 mg/L	—	0.06 mg/L
	トリクロロエチレン	0.03 mg/L	0.03 mg/L	—	0.3 mg/L
	ベンゼン	0.01 mg/L	0.01 mg/L	—	0.1 mg/L
第2種特定有害物質 (重金属等)	カドミウム	0.01 mg/L	0.01 mg/L	150 mg/kg	0.3 mg/L
	六価クロム	0.05 mg/L	0.05 mg/L	250 mg/kg	1.5 mg/L
	シアン	不検出	不検出	50 mg/kg	1 mg/L
	水銀	0.0005 mg/L	0.0005 mg/L	15 mg/kg	0.005 mg/L
	アルキル水銀	不検出	不検出	—	不検出
	セレン	0.01 mg/L	0.01 mg/L	150 mg/kg	0.3 mg/L
	鉛	0.01 mg/L	0.01 mg/L	150 mg/kg	0.3 mg/L
	砒素	0.01 mg/L	0.01 mg/L	150 mg/kg	0.3 mg/L
	フッ素	0.8 mg/L	0.8 mg/L	4000 mg/kg	24 mg/L
	ホウ素	1 mg/L	1 mg/L	4000 mg/kg	30 mg/L
第3種特定有害物質 (農薬等)	シマジン	0.003 mg/L	0.003 mg/L	—	0.03 mg/L
	チオベンカルブ	0.02 mg/L	0.02 mg/L	—	0.2 mg/L
	チウラム	0.006 mg/L	0.006 mg/L	—	0.06 mg/L
	PCB	不検出	不検出	—	0.003 mg/L
	有機リン	不検出	不検出	—	1 mg/L

環境省告示 第18号：土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第5条 第3項 第4号の規定に基づき、環境大臣が定める土壤溶出量調査に係る基準

環境省告示 第19号：土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第5条 第4項 第2号の規定に基づき、環境大臣が定める土壤含有量調査に係る基準

注1) 第2種特定有害物質と有機リンは化合物も対象になる。

注2) アルキル水銀は水銀に含まれるが、水銀及びその化合物として溶出量が検出された場合は単独でも測定する必要がある。

注3) 基準値はそれぞれ“以下”である。

注4) 有機リンは地下水環境基準にはない。また、地下水環境基準にある硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素には指定基準等にはない。

注5) 第2溶出量基準は、浄化等の措置の選定に必要となる。

注6) シアンの含有量基準は、遊離シアンを対象とする。